

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供を開始に当たり、厚生省令第38号第4条「指定居宅介護支援等の事業所の人員及び運営に関する基準」に基づいて、当事業所が利用者又はその家族に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所の名称	備後の里居宅介護支援事業所
事業所の所在地	福山市駅家町万能倉96-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	中石 章
電話番号及びFAX番号	(TEL) 084-976-7530 (FAX) 084-976-6540
指定年月日及び指定番号	3471500573
通常のサービス提供地域	福山市 府中市

2 職員の体制

管理者	山田 昌宏（常勤兼務1名）
主任介護支援専門員	2名
介護支援専門員	6名（常勤管理者・主任介護支援専門員1名、常勤専従・主任介護支援専門員1名、常勤専従4名）

3 営業日時

営業日時	月曜日から土曜日まで 9:00~17:30
休業日	日曜日、国民の祝日、12月28日~1月3日

※上記の営業日・時間以外でも、電話等により24時間連絡出来る体制となっています。

4 居宅介護支援サービスの申し込みから提供の流れについて

(1) 居宅介護支援サービスの利用開始について

まずは、お電話若しくは来所にてご相談いただくと、当事業所の担当者が訪問させていただきます。

① 初回（契約）面接

当事業所へのご依頼に基づいて訪問させていただき、提供するサービスの内容等についてご説明をさせていただき、ご納得を頂いた上で契約を締結させていただきます。

② 課題分析と居宅サービス計画書原案の作成

利用者ご自身の心身の状態やご家族の状況、経済的状況などの生活全般の状況把握をさせて頂いた上で、自立した生活を営む為にそれを妨げている要因を分析し、その解決改善に向けた居宅サービス計画を検討します。その際には利用者ご本人の了解を得て、かかりつけ医師に意見をお尋ねすることがあります。作成した居宅サービス計画書原案の内容やサービス利用料金、保険の適用等を、利用者ご本人とご家族へ説明させていただくとともに文書にて了解を得ます。

③ 公正中立性の確保のための取組

サービス事業所の選定又は推薦に当たっては、利用者又はご家族の希望をふまえて複数の事業所を紹介し公正中立に行います。サービス事業者については利用者又はご家族より、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、利用者又はご家族は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

④ 居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等の割合

前6カ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、及び居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のうちに、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明（別紙「居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等が占める割合説明書」参照）を行い、理解を得るよう努めます。

また、内容はケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、介護サービス情報公表制度において公表します。

⑤ サービス担当者会議

利用者ご本人の居宅での自立した生活を支援する上で必要な各サービス事業所を招集し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有すると共に、専門的な見地からの意見を求め居宅サービス計画の検討を行います。その際、利用者ご本人とご家族にも出席いただきます。

会議は、テレビ電話装置等（オンラインツール）を利用して行う事が出来ます。ただし、利用者ご本人やご家族が参加する場合には、テレビ電話装置等（オンラインツール）の活用については事前に利用者ご本人とご家族の同意を得て行うこととし、個人情報の取扱いには充分留意します。

⑥ 居宅サービス計画書作成

サービス担当者会議で検討した居宅サービス計画について、最終的に利用者ご本人とご家族に確認していただき、改めて利用者及び家族の同意を確認します。

⑦ 各サービス提供事業所との連絡調整及び契約締結

居宅サービス計画に基づいて各サービスを提供する事業所と連絡調整を行い、それぞれの事業所と利用のための契約を締結していただきます。

（2）経過観察・再評価

居宅サービス利用開始後は、利用者の居宅を少なくとも1月に1回訪問し、居宅サービスの実施状況を把握します。ただし、利用者の状態が安定し、テレビ電話装置その他の通信機器を介して意思の疎通が出来ることを、サービス担当者会議等において主治医や担当者その他関係者の同意を得ており、かつ利用者及び家族の同意を得た場合には、少なくとも2月に1回訪問します。

- ① 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが適切に提供されるよう、指定居宅サービス事業所との連絡・調整を行います。
- ② サービスの提供は懇切丁寧を行い、わかりやすい説明をいたします。ご不明な点等がありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なくご質問下さい。
- ③ 利用者の状態について、定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更や要介護認定区分の見直し等の必要な対応を行います。
- ④ 要介護度に変更が生じた場合には、あらためて課題分析をさせていただくとともに必要な計画の修正をさせていただきます。その際は、改めてサービス担当者会議を開催いたします。

⑤ 居宅サービス計画で示した利用期間を終了する段階で、その利用効果について評価し、要介護認定の更新手続きを支援いたします。

⑥ 毎月国民健康保険団体連合会へ給付管理表を提出してサービスを確認します。

(3) サービスの終了

① 利用者側のご都合で終了する場合

お申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がありますが、その場合には支援終了1ヵ月前までに通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

次の場合には双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者ご本人様が介護保健施設に入所又は医療施設に長期入院された場合。

・介護保険給付でサービスを受けていたのち状態が改善されたなどにより、要介護認定の結果が「自立（非該当）」又は「要支援」認定と保険者から通知された場合。

・利用者ご本人様が死亡されたとき、もしくは被保険者資格を喪失されたとき。

④ その他

利用者ご本人様やご家族の方などが当事業所や職員に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合には、文書で通知をすることにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

5 担当の職員

事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。職員は常に身分証明書を携帯しています。必要な場合にはいつでもその提示をお求め下さい。尚、担当職員の変更はいつでも申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、当事業所は変更の申し出に応じます。

当事業所は、担当の職員が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することができます。その場合には、事前に利用者ご本人さまの了解を得ます。

6 利用料金

このサービスの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

(1) 利用料

要介護状態として認定された人は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納などにより、法的代理受領ができなくなった場合、一ヵ月につき介護度に応じた支払いをしていただき、当事業所からはサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日保険者(各市町村役場)の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

① 基本料金

別紙「利用料金その他の費用」を参照して下さい。

② 加算

別紙「利用料金その他の費用」を参照して下さい。

③ 減算

別紙「利用料金その他の費用」を参照して下さい。

(2) 交通費

通常のサービスを提供・実施する地域にお住まいの人は無料です。それ以外の地域の方は路程 1 km当たり 50 円の実費が必要になります。

(3) キャンセル（解約）料

居宅介護支援契約を解約した際のキャンセル（解約）料はいただけません。

7 計画書等の開示

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

8 介護支援専門員実務者研修実習について

当事業所は実習の受け入れ事業所です。対象期間において実習生と同行訪問を行う場合があります。事前に了承を得ると共に、利用者と家族の尊厳、個人情報が損なわれないように配慮しますので、その際はご協力を願いします。

9 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：山田 昌宏

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

11 苦情について

サービスの利用等に係る苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情担当者：山田 昌宏

申し出られた苦情については、苦情解決責任者：山田 昌宏が責任を持って対応いたします。

また、事業者以外の次の公的機関においても、苦情申し立てができます。

- ・福山市介護保険課 (TEL 084-928-1166)
- ・府中市介護福祉課 (TEL 0847-40-0222)
- ・広島県国民健康保険団体連合会 (TEL 082-554-0783)

12 その他

各種受給者証をお持ちの方はご契約時にお申し出ください。

本契約にあたり、居宅介護支援サービス重要事項説明書に基づいて説明いたしました。

説明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

■事業者

所 在 地 : 福山市駅家町大字万能倉96-1
法 人 名 : 社会福祉法人 備後の里
代 表 者 名 : 中石 章
事 業 所 名 : 備後の里居宅介護支援事業所
事 業 所 番 号 : 3471500573
説 明 者 : _____ 印

上記の内容について説明を受け、同意いたしました。

■利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

■利用者代理人（選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 続柄 _____

(別紙) 居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等が占める割合説明書

- ① 前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの割合

訪　問　介　護	63.5%
通　所　介　護	60.7%
福　祉　用　具　貸　与	35.7%
地　域　密　着　型　通　所　介　護	25.0%

- ② 前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪　問　介　護	1	ヘルパーステーションすみれ	63.4%
	2	日の丸ハートケア介護センター	12.0%
	3	ニチイケアセンターみゆき	9.6%
通　所　介　護	1	デイサービスセンターまなぐら	35.7%
	2	デイサービスセンター備後の里	25.3%
	3	GENKI' X	3.8%
福　祉　用　具　貸　与	1	中央リハビリサービス神辺店	35.7%
	2	ライフケア福山支店	14.4%
	3	深川医療器(株)福山	12.6%
地　域　密　着　型　通　所　介　護	1	リハビリテーション颶　福山駅家	25.0%
	2	デイサービス来んさい家	22.7%
	3	ウキ浮きデイサービス	13.6%

- ③ 判定期間

- 前期（2024年3月1日～2024年8月末日）
 後期（2024年9月1日～2025年2月末日）

(別紙) 利用料金その他の費用

基本料金

居宅介護支援費（Ⅰ）	取扱件数45件未満	45件以上60件未満	60件以上
要介護1・2	1,086単位／月	544単位／月	326単位／月
要介護3・4・5	1,441単位／月	704単位／月	422単位／月

加算

特定事業所加算（Ⅱ）	1月につき+421単位／月
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 ・常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ・利用者に関する情報又は留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期開催すること。 ・24時間対応の体制を確保し、且つ必要に応じて相談体制を確保すること。 ・所属する介護支援専門員に対して計画的に研修を実施していること。 ・地域包括支援センターから困難な事例を紹介された場合において支援を提供していること。 ・ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会や研修等に参加していること。 ・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ・介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満であること。 ・介護支援専門員実務研修実習への協力体制を確保していること。 ・他法人の居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 ・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援サービスが包括的に提供される居宅サービス計画を作成していること。 	
初回加算	300単位／月
新規に居宅サービス計画を作成する利用者や、要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し、居宅介護支援を行った場合。	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	1月につき250単位／月
利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に関する必要な情報を提供していること。	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1月につき200単位／月
利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に関する必要な情報を提供していること。	
特定事業所医療介護連携加算	125単位
前々年度の3月から前年度の2月までの間に退院・退所加算Ⅰ・Ⅱ又はⅢの算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携回数の合計が35回以上。	
前々年度の3月から前年度の2月に間ににおいてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定。特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定。	

通院時情報連携加算	50 単位／月（月 1 回を限度）
利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者の情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。	
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位／回（月 2 回を限度）
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。	
退院・退所加算	<p>カンファレンス参加（無）</p> <p>(I) イ : 450 単位（情報提供 1 回）</p> <p>(II) イ : 600 単位（情報提供 2 回）</p> <p>カンファレンス参加（有）</p> <p>(I) ロ : 600 単位（情報提供 1 回）</p> <p>(II) ロ : 750 単位（情報提供 2 回）</p> <p>(III) 900 単位（情報提供 3 回）</p> <p>（入院又は入所期間中に 1 回を限度）</p>
退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	

減算

- ・業務継続計画未実施減算：所定単位数の 100 分の 1
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算：所定単位数の 100 分の 1
- ・同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント：所定単位数の 95 %を算定

以下余白